

## 平成 28 年度 第 1 回酒田市地域公共交通会議

日時：平成 28 年 7 月 26 日（火） 15：00

場所：酒田市役所本庁舎 3 階第二委員会室（酒田市本町二丁目 2 番 45 号）

### 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. 会長挨拶

#### 3. 委員紹介及び事務局紹介

#### 4. 報告事項

（1）平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金実績報告の経過について

（2）平成 28 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付申請の経過について

#### 5. 協議事項

[議案第 1 号] 酒田市地域公共交通網形成計画の承認について

[議案第 2 号] 平成 27 年度事業実施報告

[議案第 3 号] 平成 27 年度酒田市地域公共交通会議会計決算（案）

[議案第 4 号] 監査報告

[議案第 5 号] 役員を選任について

[議案第 6 号] 平成 28 年度事業計画（案）

[議案第 7 号] 作業部会設置案（案）

[議案第 8 号] 平成 28 年度酒田市地域公共交通会議会計予算（案）

#### 6. その他

#### 7. 閉 会

## 平成 28 年度第 1 回酒田市地域公共交通会議出席者名簿

## [出席者]

(敬称略)

No.	区分	所属・役職名	氏名	備考
1	1号委員	酒田市副市長(会長)	矢口 明子	
2	2・3号委員	庄内交通株式会社常務取締役	村 紀明	
3	2・3号委員	庄内交通株式会社乗合バス課長	富樫 圭介	代理出席
4	4号委員	山形県バス協会専務理事	安藤 昭雄	代理出席
5	5号委員	一般社団法人山形県ハイヤー協会酒田支部支部長 (酒田合同自動車株式会社代表取締役)	山崎 正人	
6	6号委員	酒田市自治会連合会会長	伊藤 則義	
7		酒田市地区自治会連合会会長	佐藤 丈夫	
8		八幡地域コミュニティ振興会連絡協議会会長	齋藤 文之	
10		平田地域コミュニティ振興会連絡協議会会長	阿藤 勝	
11		酒田市老人クラブ連合会会長	武田 正三	
12		特定非営利活動法人酒田市障がい者福祉会理事長	佐藤 健治	
13	7号委員	国土交通省東北運輸局山形運輸支局首席運輸企画専門官	保坂 浩昭	
14	8号委員	私鉄庄内交通労働組合副委員長	本間 一芳	
15	9号委員	酒田警察署交通課長	渡邊 彰人	代理出席
16		国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所道路管理課専門職	藤盛 東	代理出席
17		山形県庄内総合支庁道路計画課道路管理専門員	鈴木 剛	代理出席
18		酒田市建設部長	佐藤 俊明	
19		山形県庄内総合支庁総務企画部総務課 連携支援室室長補佐	小松 弘幸	代理出席
21		酒田市企画振興部長	中川 崇	

## [欠席者]

No.	区分	所属・役職名	氏名	備考
9	6号委員	松山地域コミュニティ振興会連絡協議会会長	池田 重悦	
20	9号委員	東北公益文科大学学部長	神田 直弥	

## [事務局]

酒田市	商工観光部長	田中 愛久
	商工港湾課港湾空港交通主幹	箭子 英雄
	商工港湾課生活交通主査兼係長	小野 慎太郎
	商工港湾課生活交通係主査	大井 庄栄
	商工港湾課生活交通係主事	小松 和輝

# 平成 28 年度第 1 回酒田市地域公共交通会議席順

日時：平成 28 年 7 月 26 日（火）15:00

場所：酒田市役所 本庁舎 3 階 第二委員会室

(酒田市本町二丁目 2 番 45 号)

(敬称略)

2 庄内交通株式会社常務取締役 村 紀明 委員	[会長] 1 酒田市副市長 矢口 明子 委員	13 国土交通省東北運輸局 山形運輸支局首席運輸企画専門官 保坂 浩昭 委員
3 庄内交通株式会社常務取締役 本山 経一 委員 〔代理〕 乗合バス課長 富樫 圭介		16 国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所道路管理課長 田村 正樹 委員 〔代理〕 専門職 藤盛 東
4 一般社団法人山形県バス協会会長 伊藤 一郎 委員 〔代理〕 専務理事 安藤 昭雄		17 庄内総合支庁 建設部道路計画課長 相沢 一彦 委員 〔代理〕 道路管理専門員 鈴木 剛
5 一般社団法人山形県ハイヤー協会酒田支部支部長 山崎 正人 委員		19 庄内総合支庁総務企画部 総務課連携支援室室長 松澤 勝志 委員 〔代理〕 室長補佐 小松 弘幸
6 酒田市自治会連合会会長 伊藤 則義 委員		15 酒田警察署長 黒坂 繁見 委員 〔代理〕 交通課長 渡邊 彰人
7 酒田市地区自治会連合会会長 佐藤 丈夫 委員		12 特定非営利活動法人酒田市障がい者福祉会理事長 佐藤 健治 委員
8 八幡地域コミュニティ振興会連絡協議会会長 齋藤 文之 委員		14 私鉄庄内交通労働組合副委員長 本間 一芳 委員
10 平田地域コミュニティ振興会連絡協議会会長 阿藪 勝 委員		18 酒田市建設部長 佐藤 俊明 委員
11 酒田市老人クラブ連合会会長 武田 正三 委員		21 酒田市企画振興部長 中川 崇 委員

## 事務局

生活交通主査 大井 庄栄	港湾空港交通主幹 箭子 英雄	商工観光部長 田中 愛久	生活交通主査兼係長 小野 慎太郎
			生活交通係主事 小松 和輝

**報告事項**

## (1) 平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金実績報告の経過について

## ①地域公共交通調査事業（計画策定事業）

- i) 事業実施主体 酒田市地域公共交通会議
- ii) 事業完了日 平成 28 年 3 月 28 日（完了検査:平成 28 年 3 月 29 日）
- iii) 国への実績報告 平成 28 年 4 月 1 日
- iv) 国からの確定通知 平成 28 年 4 月 13 日
- iv) 確定補助金額 6,696,000 円

## (2) 平成 28 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付申請の経過について

## ①地域公共交通再編推進事業（再編計画策定事業）

- i) 事業実施主体 酒田市地域公共交通会議
- ii) 交付申請額 3,780,000 円
- iii) 交付申請日 平成 28 年 4 月 1 日
- iv) 交付決定額 3,780,000 円
- v) 交付決定通知 平成 28 年 5 月 23 日（国からの決定通知日）
- vi) その他 再編推進事業の場合は、網形成計画が確定していない場合でも交付申請が可能であるため、交付決定となったもの。

## ②地域公共交通調査事業（計画推進事業）

- i) 事業実施主体 酒田市地域公共交通会議
- ii) 交付内示額 833,000 円 ※交付申請に至らず。
- iii) 申請に至らなかった理由

3 月から 4 月下旬にかけて東北運輸局と事前協議を行い、補助金交付申請に向けて準備をしていたが、国の補助金交付決定時期に地域公共交通網形成計画が確定していることが条件となり、本市の網形成計画確定が交付決定予定日以降となる見込みのため、来年度事業で再度交付申請することとなったもの。

**協議事項**

## [議案第 1 号]

## ○酒田市地域公共交通網形成計画の承認について

## (1) パブリックコメント（意見公募）等実施内容及び結果について

## ①意見の募集期間

平成 28 年 6 月 1 日（水）～20 日（月）まで（20 日間）

## ②意見提出方法

- ・意見提出用紙により、郵送、ファクシミリ、持参による提出
- ・任意様式により電子メールによる提出

## ③閲覧場所

市ホームページ、酒田市役所本庁舎 2 階行政閲覧コーナー、各総合支所地域振興課窓口

## ④意見公募の結果

意見等の応募なし

## (2) 関係課担当者会議の実施

## ①開催日時 平成 28 年 5 月 19 日（木）

②参集範囲 財政課、政策推進課、都市デザイン課、環境衛生課、福祉課  
八幡総合支所建設産業課、松山総合支所建設産業課、平田総合支所建設産業課

## ③会議内容 網形成計画案の説明、路線カルテによる各バス路線の現状報告等、意見交換

④意見等  
・観光、商業施設等の連携、サービス導入等に関しては、中心市街地活性化関連事業を活用・連携しながらやれば良い。  
・隣接する鶴岡市との比較、情報共有、連携が必要。  
・中山間地等の「小さな拠点」の整備・役割分担等に関しては、考え方の整理と情報共有が必要。

## (3) 関係部長説明の実施

## ①開催日時 平成 28 年 7 月 8 日（金）

## ②説明先 総務部長

## ③会議内容 パブリックコメントの実施報告、網形成計画案の説明、承認

※平成 28 年 4 月 13 日付けで、市長・副市長に対し計画内容を説明・了承済み。

## [議案第 2 号]

## ○平成 27 年度事業実施報告

月日	会議・事業内容	備考
4月22日	幹事会（第1回）	
5月1日	地域公共交通会議（第1回）	
7月1日	酒田市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託契約締結	
7月15日	幹事会（第2回）	
7月30日	地域公共交通会議（第2回）・・・中止	
9月16日	市民アンケート調査（～10月2日）	
10月9日	路線バス利用実態調査（～11月1日）	
11月24日	幹事会（第3回）	
12月1日	地域公共交通会議（第2回）	
1月28日	地域公共交通会議（第3回）	
2月19日	幹事会（第4回）・施策検討部会	専門部会兼
2月22日	庁内関係課長会議	
3月3日	市議会建設経済常任委員会勉強会	
3月4日	地域公共交通会議（第4回）書面協議	
3月10日	幹事会（第5回）・施策検討部会	専門部会兼
3月23日	庁内関係課長会議	
3月24日	地域公共交通会議（第5回）	

## [議案第 3 号]

## ○平成 27 年度酒田市地域公共交通会議会計決算

## [歳入]

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	予算残額	備考
1. 補助金	1. 補助金	1. 国庫補助金	6,700,000	6,696,000	4,000	地域公共交通確保 維持改善事業費 補助金
2 諸収入	1. 諸収入	1. 雑 入	0	0	0	
合計			6,700,000	6,696,000	4,000	

## [歳出]

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	予算残額	備考
1. 事業費	1. 事業費	1. 事業費	6,700,000	6,696,000	4,000	計画策定調査業務 委託
2. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	0	0	0	
合計			6,700,000	6,696,000	4,000	

平成 27 年度 [歳入] 6,696,000 円- [歳出] 6,696,000 円=次年度繰越 0 円

[議案第 4 号]

○監査報告

監 査 報 告

1. 監査の期日                      平成 28 年 7 月 12 日
  
2. 監査した表簿等
  - (1) 収支決算書
  - (2) 出納簿
  - (3) 収入調書
  - (4) 支出調書
  - (5) 預金通帳
  
3. 監査所見
  - (1) 諸帳簿はよく整理されており、記載は正確である。
  - (2) 出納簿の記載と正当証書は完全に符合する。
  - (3) 納入された国庫補助金の入金及び事業者への支払いは正確に行われている。

平成 28 年 7 月 12 日

監 事    武 田 正 三 

監 事    佐 藤 健 治 

## [議案第 5 号]

## ○役員を選任について

酒田市地域公共交通会議設置要綱第 5 条の規定に基づく地域公共交通会議の役員は、以下のとおりとなる。

役職	職氏名	要綱の適用条項	事務局案
会 長	酒田市副市長 矢口明子	第 5 条第 2 項	
副会長	会長が指名する者 2 名	第 5 条第 3 項	村 紀明 委員 (継続) 神田直弥 委員 (継続)
監 事	会長が指名する者 2 名	第 5 条第 3 項	武田正三 委員 (継続) 佐藤健治 委員 (継続)

## [議案第 6 号]

## ○平成 28 年度事業計画 (案)

時 期	事業内容等
7 月 26 日	◇地域公共交通会議①
7 月下旬	◇調査事業者 (コンサルティング会社) 契約
7 月下旬	◇調査事業実施 関係者協議・調整
8 月頃から 11 月頃	◇調査事業実施 計画路線沿線等住民意向調査
8 月下旬	◇作業部会①
9 月頃から 12 月頃	◇調査事業実施 酒田市地域公共交通再編実施計画 (案) 策定
10 月	◇作業部会②
11 月	◇地域公共交通会議②
2 月	◇地域公共交通会議③ 酒田市地域公共交通再編実施計画 (案) 決定
3 月	◇酒田市地域公共交通再編実施計画承認申請
通年 (随時)	道路運送法に基づく路線・運賃等の案件協議

※調査事業実施分は、事業者の計画により実施時期が変更される場合があります。

## [議案第 7 号]

## ○作業部会設置（案）について

網形成計画の推進、再編実施計画策定にあたり、以下の内容で作業部会を設置しようとするもの。

作業部会名	網形成計画に関連する 検討内容	構成員
公共交通再編部会	<p>[公共交通再編戦略]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バス路線再編等の各施策に係る実施計画の検討</li> </ul> <p>(※具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再編するバス路線の経路・距離等</li> <li>市営路線の一般旅客自動車運送（緑ナンバー）への転換に関する協議</li> <li>経費見通し等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庄内交通（株）</li> <li>山形県ハイヤー協会酒田支部</li> <li>東北運輸局山形運輸支局</li> <li>庄内総合支庁総務企画部総務課</li> <li>市都市デザイン課</li> <li>市まちづくり推進課</li> <li>その他会長が必要と認めた者</li> </ul>
デマンド交通再編部会	<p>[公共交通再編戦略]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デマンドエリア再編等の検討</li> </ul> <p>[拠点強化戦略]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>タクシーの新たな活用方法の検討</li> </ul> <p>(※具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運行区域の見直し</li> <li>運行ダイヤの見直し</li> <li>乗降場所の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山形県ハイヤー協会酒田支部</li> <li>地区自治会連合会</li> <li>松山地域コミュニティ振興会連絡協議会</li> <li>市まちづくり推進課</li> <li>市松山総合支所</li> <li>その他会長が必要と認めた者</li> </ul>
拠点強化・環境整備部会	<p>[拠点強化戦略]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通拠点整備と交通ネットワークの充実に係る施策に係る実施計画の検討</li> <li>地域拠点（小さな拠点）整備に係る交通結節点の機能検討</li> <li>待ち合い環境の充実に向けた施策の検討</li> </ul> <p>[環境改善戦略]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乗り継ぎ案内等の充実策・実施計画の検討</li> <li>運賃体系の再構築に向けた検討</li> </ul> <p>(※具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通拠点間の接続性向上策の検討</li> <li>待ち合い環境整備の適用範囲、基準づくり</li> <li>運賃水準と定額運賃の範囲に関する協議・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庄内交通（株）</li> <li>山形県ハイヤー協会酒田支部</li> <li>東北公益文科大学</li> <li>酒田市障がい者福祉会</li> <li>市都市デザイン課</li> <li>市まちづくり推進課</li> <li>市観光振興課</li> <li>市八幡・松山・平田総合支所</li> <li>その他会長が必要と認めた者</li> </ul>

## [議案第 8 号]

## ○平成 28 年度酒田市地域公共交通会議会計予算（案）

## [歳入]

(単位：円)

款	項	目	予算額	備考
1. 補助金	1. 補助金	1. 国庫補助金	3,780,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
2 諸収入	1. 諸収入	1. 雑入	0	
合計			3,780,000	

## [歳出]

(単位：円)

款	項	目	予算額	備考
1. 事業費	1. 事業費	1. 事業費	3,780,000	再編計画策定調査業務委託
2. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	0	
合計			3,780,000	



酒田市地域公共交通網形成計画

《概要版》



酒田市

～未来創造都市～

平成28年7月

## 酒田市地域公共交通網形成計画の目的と位置づけ

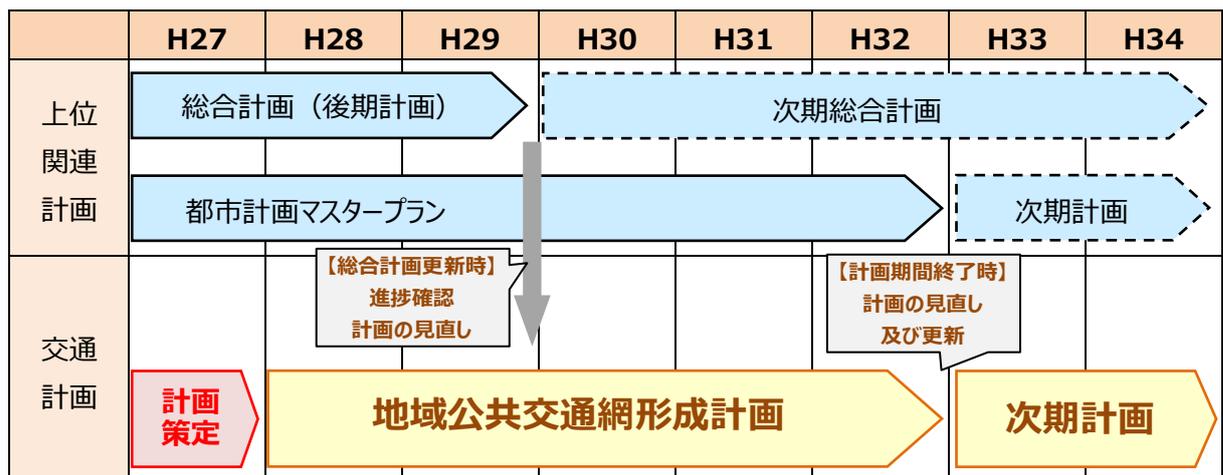
### ■ 計画の目的

住民の需要（ニーズ）及び公共交通に関する基礎的な調査分析、施策の検討等を行い、バス路線を中心とした本市の生活交通網の将来像を示すもので、本市の規模、地理的特性、生活実態に見合う公共交通体系をつくり、自家用車利用から公共交通利用への移手段の緩やかな転換を促進し、持続可能な公共交通網の形成を図ることを目的とした酒田市地域公共交通網形成計画を策定します。

### ■ 計画の位置づけ

上位計画	関連計画	関連事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>酒田市総合計画（後期計画）</li> <li>国土利用計画</li> <li>酒田市都市計画マスタープラン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>酒田市中心市街地活性化基本計画</li> <li>酒田まち・ひと・しごと創生総合戦略</li> <li>酒田市観光基本計画</li> <li>酒田市中長期観光戦略</li> <li>酒田市地域福祉計画</li> <li>酒田市障がい者福祉計画</li> <li>酒田市環境基本計画</li> <li>新健康さかた21計画</li> <li>庄内北部定住自立圏共生ビジョン</li> <li>酒田市過疎地域自立促進計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JR 酒田駅周辺整備事業</li> <li>山居倉庫周辺整備事業</li> <li>市庁舎整備事業</li> <li>新産業会館整備事業</li> <li>中町にぎわいプラザ(仮称)整備事業</li> <li>中心市街地循環バス運行事業</li> <li>街なかサイン整備事業</li> </ul> <p>等</p>

### ■ 計画の期間と進め方



# 酒田市が目指す公共交通ネットワークの将来イメージ

本計画では、基本方針と基本目標に基づき、下記、地域公共交通ネットワークの形成を目指します。

## ■ 基本理念 人と地域の交流を支える公共交通～市民とともに、持続可能な公共交通網を形成し、コンパクト+ネットワークを実現～

### 基本方針 1: 将来のまちの姿を見据えた持続可能な公共交通

#### 目標 1-1 コンパクトで交流の広がるまちづくりを支援します

・今後のまちの姿、あり方を見据え、まちづくり・観光と連動した交通体系を構築し、本市の活性化を支える公共交通を形成。

【指標】公共交通利用率

#### 目標 1-2 ライフスタイルに合った持続可能な交通体系を構築します

・市街地路線網の見直し・各地域における交通体系のあり方、効率的な運行体系を確保し、持続可能な交通体系を構築。

【指標】市内バス路線の平均乗車密度

### 基本方針 2: 地域の交流・発展を支える公共交通

#### 目標 2-1 交流の中心となる機能を備えた地域の拠点を整備します

・旧町地域と市街地を効率的かつ機能的に繋ぐため、各地域における「小さな拠点」の整備に併せ、交通結節点としての機能向上や拠点間のネットワーク形成を図る。

【指標】旧町地域の公共交通利用率

#### 目標 2-2 それぞれの交通が連携した交通体系を構築します

・交流都市である酒田の経済発展を支えるため、それら交流拠点と市街地における効果的なネットワーク構築や交通機関の効率的な接続など、交通体系の見直しを行い、本市における交流の土台となる公共交通を目指す。

【指標】公共交通の接続性に対する不満度

### 基本方針 3: 市民協働で取り組み、利用者目線で考える公共交通

#### 目標 3-1 市民とともに考え、支える公共交通を目指します

・市民とともに公共交通を考える「場」を設け、意見交換等を行うことにより、地域で運営する交通体系の確保や利用促進に向けた取り組みを行える体制を目指す。

【指標】公共交通に関する検討会の設置数

#### 目標 3-2 利用者がわかりやすく、使いやすい交通環境を目指します

・公共交通の交通網や乗り方・乗り継ぎに関する案内等の充実や待合環境の整備等を行い、市民及び本市を訪れる観光客・ビジネス客がわかりやすく、使いやすい交通環境を目指す。

【指標】情報提供に関する不満度

#### 目標 3-3 産学官が連携し、新たな需要を取り込みます

・産学官が連携し、新たなサービスの提供や施策の展開により、利用促進を行うことで、移動手段における公共交通への緩やかな転換を促進

【指標】通勤・通学時の公共交通利用率

### ■ Project1: 公共交通再編戦略

- 施策 1: 市街地のわかりやすい路線への再編
- 施策 2: 地域間幹線交通のサービス維持・確保
- 施策 3: 地域内交通の少量輸送化
- 施策 4: デマンド交通の再編
- 施策 5: 利用ニーズに対応した交通サービスの導入

### ■ Project2: 拠点強化戦略

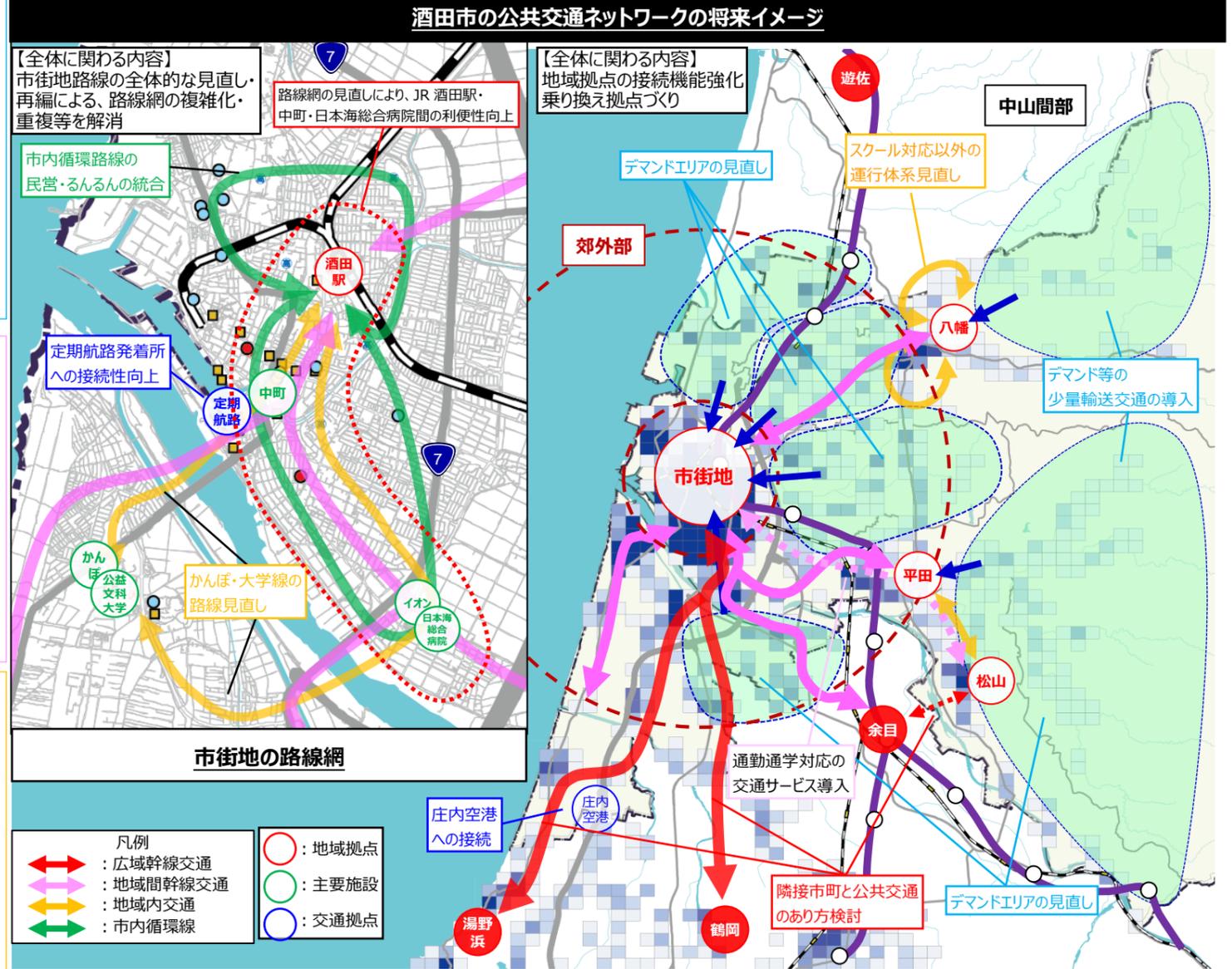
- 施策 1: 市街地における拠点の整備
- 施策 2: 地域における拠点の整備
- 施策 3: 待ち合い環境・乗り継ぎ拠点の確保
- 施策 4: 交通拠点における接続性向上
- 施策 5: 既存交通資源の活用・見直し

### ■ Project3: 市民協働戦略

- 施策 1: 市民と公共交通を考える場の創出
- 施策 2: 地域主体で取り組む交通サービスの検討
- 施策 3: 企業・大学等と連携したサービス展開
- 施策 4: モビリティマネジメント推進

### ■ Project4: わかりやすさ向上戦略

- 施策 1: 誰にでも親切な案内・表示
- 施策 2: 運賃体系の再構築
- 施策 3: 利用しやすい車両への改善
- 施策 4: 公共交通の情報提供・発信



地区区分	交通の役割
市街地	主要拠点間のネットワークを形成し、効率的な移動手段を確保
郊外部	中心部への移動手段を確保 (地域間幹線交通・デマンド等)
中山間部	地域拠点への移動手段を確保 (地域内交通・デマンド等)

【地域全体に関わる施策】

《市民と公共交通を考える場の創出》  
→公共交通のあり方について市民とともに考える場を創出

《待ち合い環境・乗り継ぎ拠点の確保》  
→利用者が安心して待つことができ、迷わず乗れる環境の確保

《その他ソフト施策の展開》等  
→主要なバス停の上屋・ベンチ等の整備

# 目標達成のための事業のイメージ

基本方針と基本目標を達成するためのプロジェクト及び施策は以下の通りです。

## Project1：公共交通再編戦略

### 施策 1-1：市街地路線のわかりやすい路線への再編

- 路線網見直しによる競合区間解消
- 市街地循環線の路線再編及び運行体制見直し



▲路線網の見直しイメージ



▲緑ナンバーの庄内交通と白ナンバーの市営バス

### 施策 1-3：地域内交通の少量輸送化

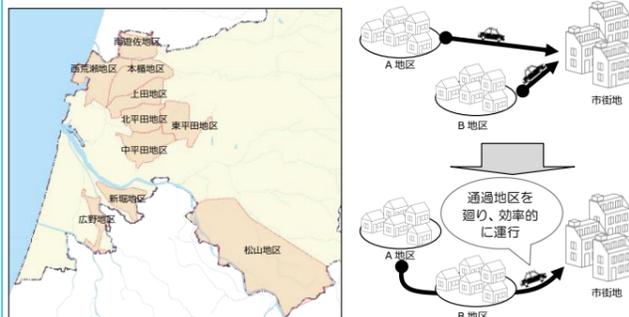
- 地域内交通のデマンド交通・小型バス転換

効率的な運行体制の確保を図るとともに、市民の移動ニーズに対応するため、デマンド交通化や小型バス転換等の小需要に対応した交通サービスへの導入を検討します。

### 施策 1-4：デマンド交通の再編

- デマンドエリアの再編
- デマンドの運行体制見直し

交通サービスの役割分担を図るとともに、効率的に運行される交通体系の確保のため、デマンド交通が運行するエリアの統合等による見直しを行います。



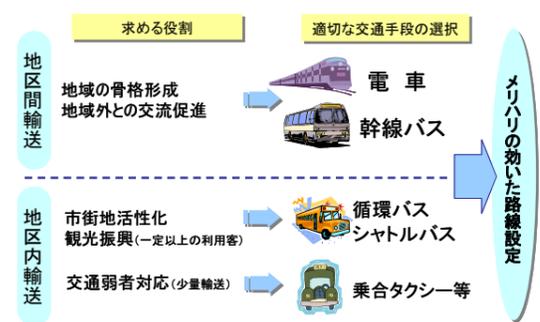
現在運行するデマンド交通において、利用目的の約9割が「通院」であり、朝の診療受付開始時間に合わせて、往路1便（8:00便）を利用し病院へ行き、復路2便（14:00便）を利用し帰宅するケースが多くみられます。

そうした利用実態を踏まえ、利用率の低い時間帯の見直しや、デマンド交通の利用率が低い地区への運行本数の見直しをして、効率化を図ります。

### 施策 1-2：地域間幹線交通のサービス維持・確保

- 地域間幹線交通のサービス維持・確保

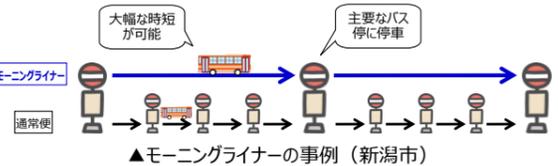
市街地と中山間地を結ぶ地域間幹線交通は、郊外や中山間地に住む市民にとって通学や通院、買い物等の生活の移動手段として重要な役割を担っています。市民の快適な生活を確保に向けて、地域間幹線交通のサービス維持・確保のために、各交通モードの区分・階層化し、メリハリの効いたサービス提供、役割の明確化を図ります。



### 施策 1-5：利用ニーズに対応した交通サービスの導入

- 路線バスの快速便の導入
- 交通弱者の移動手段確保
- 隣接市町と公共交通のあり方検討

朝の通勤・通学時間帯の中心市街地への移動ニーズに対応し、朝の時間帯に、限定したバス停のみに停車する快速便の導入を検討します。



免許返納者に対するサービスの提供を検討します。学生に対しても、通学手段を確保するとともに、バス路線沿線の商店街と連携し、学生の交流拡大を図ります。



行政間を結ぶ既存バス路線の更なるサービス向上及び利用促進や移動ニーズに応じた公共交通のあり方について、隣接市町と協議・検討を進めます。

## Project2：拠点強化戦略

### 施策 2-1：市街地における拠点の整備

- 市街地における交通拠点整備
- 交通拠点間の交通ネットワーク充実

乗り入れの充実や交通機関同士の乗り継ぎやすさの向上、快適な待ち合い環境の確保等を図ります。



▲交通ネットワークの形成イメージ

### 施策 2-3：待ち合い環境・乗り継ぎ拠点の確保

- 交通拠点における待ち合い環境の確保
- 地域における待ち合い環境の確保



ストレスフリーな待ち環境を確保します。待ち合い環境は、出来る限り現状の施設を活用するよう検討を進めます。



### 施策 2-5：既存交通資源の活用・見直し

- タクシーの活用
- 観光バス車両の新たな活用

タクシーチケットやグループタクシー等の導入を検討します。



酒田市では、ボンネットバス車両を利用して週末観光周遊バスを試験運行していましたが、平成28年3月末で終了しています。デザイン性の高い当車両の新たな活用方法について検討を進め、「乗ってみたい」と考える公共交通を目指します。

### 施策 2-2：地域における拠点の整備

- 地域拠点（小さな拠点）の整備

集落が分散する中山間地等の地域において、小さな拠点を形成し、拠点間のネットワークを形成することで、誰もが安心して暮らし続けることのできる生活圏を形成します。

■「小さな拠点」とは  
「小さな拠点」とは、小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくる取り組みです。



### 施策 2-4：交通拠点における接続性向上

- 運行ダイヤの見直し
- 庄内空港への接続性向上

利用の促進や観光客等の利便性向上に向けて、路線再編に伴い運行ダイヤの見直しを図ります。



庄内空港と本市を結ぶ酒田・庄内空港線（リムジンバス）の周知・PRによる利用促進を図るとともに、さらなる接続性向上に向けて、バス事業者と協議・調整を進めます。



## Project3 : 市民協働戦略

### 施策 3-1 : 市民と公共交通を考える場の創出

○地域における検討会等の立ち上げ

市民と意見交換会やワークショップを通じて、より良い公共交通のあり方についての話し合いをします。



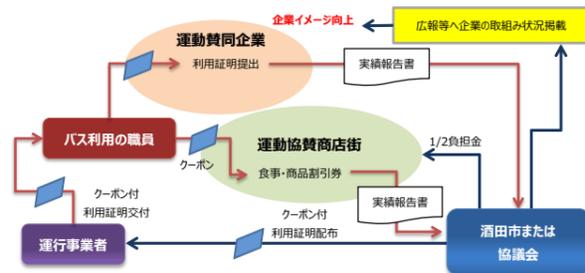
▲ワークショップの開催イメージ

▲公共交通シンポジウムの開催事例 (鶴岡市)

### 施策 3-3 : 企業・大学等と連携したサービス展開

○企業・大学と連携したサービス検討  
○観光・商業と連携したサービス検討

既存の枠組みとのタイアップとして、公共交通の利用や定期利用による特典制度について協議・調整を行います。  
ノーマイカーデー実施や商店街の割引サービスと連携した形で、エコ通勤推進運動を推進します。



▲エコ通勤事業イメージ

インセンティブ付与に関し、タイアップ可能な分野や企業との調整を行います。



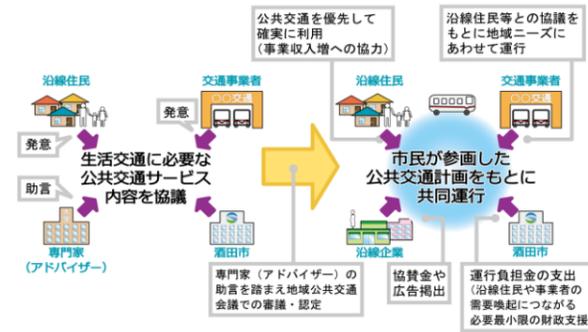
▲インセンティブ付与事例 (北海道帯広市)

▲まちなか周遊バス「ハイカラさん」 (福島県津若松市)

### 施策 3-2 : 地域主体で取り組む交通サービスの検討

○市民との意見交換会・ワークショップの開催

各地域、各地区において、ワークショップや意見交換会などを開催し、公共交通に対する、利用者や住民の意向・ニーズを把握し、交通体系への反映を検討します。



▲公共交通の検討会イメージ

### 施策 3-4 : モビリティマネジメント推進

○モビリティマネジメント推進

モビリティマネジメントを実施し、市民のモビリティ(移動)に変化を与えられるよう長期的な視点で取り組みます。



▲モビリティマネジメントの実施事例 (岩手県盛岡市)



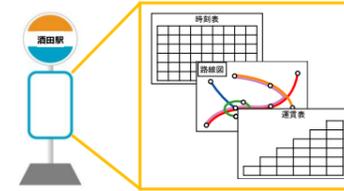
▲バスイベントの実施事例 (山形県バス協会)

## Project4 : わかりやすさ向上戦略

### 施策 4-1 : 誰にでも親切な案内・表示

○乗り継ぎ案内・運賃案内の充実  
○バス路線のナンバー化

バス停に見やすく・わかりやすい運行経路・運賃表示等の情報提供を行います。



▲バス停留所イメージ例

路線バスの行き先・方面をマーク、アルファベット及び番号等を設定することで、利用者が一目でわかるようにし、利用しやすい環境を整えます。



▲路線ナンバリング・方面別記号化のイメージ

### 施策 4-3 : 利用しやすい車両への改善

○低床車両の導入促進

新しいバスを導入する際は、高齢者や車椅子使用者、ベビーカー使用者等が乗降しやすいノンステップバスの導入を推進します。



▲庄内交通のノンステップバス

### 施策 4-2 : 運賃体系の再構築

○運賃体系の見直し

住民の通学・通院の「生活」や観光などの「交流」に欠かすことのできないバス路線としての事業性を持続的に確保しつつ、住民や来訪者が「気軽に」利用できる「分かりやすさ」も両立する、運賃制度の再構築に向けた検討を行います。

●住民の「生活」や「交流」  
●事業性の確保  
●わかりやすさ  
●利用しやすさ

▲運賃制度の再構築



▲持続可能な運賃体系の検討 (イメージ)

### 施策 4-4 : 公共交通の情報提供・発信

○バスマップの作成  
○インターネットの活用

バスの時刻、ルート、運賃等の基本的な情報からバス利用にあたってのお得な情報をわかりやすく示した「バスマップ」を作成します。



▲持ち運びに便利なマップ (宮城県石巻市)

「バスマップ」等のアナログ媒体とデジタル媒体を連動させた幅広い情報提供を行います。



▲公共交通ポータルサイトの運営 (青森県八戸市)

○酒田市地域公共交通会議設置要綱

(平成 26 年 3 月 25 日告示第 97 号)

改正 平成 27 年 3 月 20 日告示第 102 号

(目的)

第 1 条 この告示は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法第 59 号。以下「法」という。）の規定に基づき、酒田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置し、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の確保維持及び連携に必要な計画を策定し、計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(事務所)

第 2 条 交通会議は、事務所を山形県酒田市中町 2 丁目 5 番 10 号に置く。

(協議事項)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通網形成計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 地域公共交通再編実施計画の策定及び変更に関する事項
- (5) 各計画の実施に係る連絡調整
- (6) 各計画に位置付けられた事業等の実施に関する事項
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員等)

第 4 条 交通会議は、次に掲げる者のうちから、市長が選任した者（以下「構成員」という。）により構成する。

- (1) 市長が指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者が指名する者
- (4) 山形県バス協会が指名する者
- (5) 山形県ハイヤー協会が指名する者
- (6) 市民又は利用者の代表
- (7) 山形運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業所の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (9) 道路管理者、山形県警察、山形県庄内総合支庁、学識経験者その他必要と認める者

2 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員の数及び選任)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 監事2名

2 会長は、前条第1項第1号に規定する者をもって充てる。

3 副会長及び監事は、構成員の内から会長が指名する。

4 会長、副会長及び監事は、相互にその職を兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、交通会議の業務の執行及び会計を監査する。

(会議の運営)

第7条 交通会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 交通会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

3 交通会議の議長は、会長が行う。

4 構成員は、委任により代理者を出席させることができる。

5 交通会議の議決の方法は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

6 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議案件については、非公開で行うものとする。

7 会長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

8 交通会議の事務局は、商工観光部商工港湾課に置く。

9 事務局の所掌事務等の必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に関して必要な事項を協議、調整するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(会計)

第10条 交通会議で行う事業等に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

2 交通会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(財務に関する事項)

第11条 交通会議の予算編成、現金の出納、その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(交通会議が解散した場合の措置)

第12条 交通会議が解散した場合における交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局において決算する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

2 この告示の施行後、最初に行われる交通会議の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則(平成27年3月20日告示第102号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

# 『お試し体験バス』のご案内

庄内交通株式会社 乗合バス事業部では、身近な乗物でありながら意外と知られていない路線バスを、安全・安心にご利用いただくため、また初めて利用されるお客様の不安を払拭し、路線バスを利用するきっかけにもらうため『お試し体験バス』を地域のお客様のもとへ出張して実施いたしております。

是非ご検討いただきたく、裏面の実施要項などをご覧いただき、ご用命のほどよろしくお願い申し上げます。



# 『お試し体験バス』実施要項



## ◆目的

- 身近な乗物でありながら意外と知られていない路線バスを安全・安心にご利用いただくため、バスの「乗り方」を知ってもらう。
- 新規利用者の初めての不安を払拭し、路線バスを持続的に利用するきっかけとする。
- バスの死角等を体験することで、事故防止につなげる。

## ◆対象者及び対象人数

- 地域住民の方
- 1回あたり 30名～50名程度

## ◆実施内容

- 実際のバス路線での乗車体験。
- 「乗合バスの特徴」や「ノンステップバス」、「バス停」等についての説明。
- 「交通安全」、「CO2や環境対策」等についての説明。
- 実際のバスを使用して、バスの乗り方・降り方、整理券や料金表の見方の体験。
- 優先座席、車いす・車いすスロープを使っての利用者及び介助者の立場などの体験。
- バスの内輪差や死角など大型の自動車の特性についての体験。

## ◆実施方法

当社スタッフが説明いたします。

説明スタッフ 2名～3名

バス運転士 1名

路線バス 1台

## ◆実施場所等

- 実際に路線バスを使用して説明できる場所のご提供をお願いいたします。(駐車場等)

## ◆費用等

無料

## ◆その他

その他、バスに関する内容でご意見・ご希望等がありましたら、ご相談ください。



お客様の笑顔のために  
安全で快適な運行をお約束します。

**庄内交通**

### 【お問合せ先】

〒997-0031

山形県鶴岡市錦町4番35号

庄内交通株式会社 乗合バス事業部

TEL.0235-22-2600 (代表) / FAX.0235-22-1652

URL : <http://www.shonai-kotsu.jp/>

E-mail : [shoko-bus@shonai-kotsu.jp](mailto:shoko-bus@shonai-kotsu.jp)